

税務ワンポイント

マイナンバーについて

平成27年10月以降、住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。「マイナンバー（個人番号）」です。導入にあたり、税に関する取り扱いが変わります。

①税務関係書類にマイナンバーを記載します

例 平成28年1月から

- ・税務関係の書類（申請書、届出書、準確定申告書など）

平成29年1月から

- ・確定申告書
- ・給与所得の「源泉徴収票（給与支払報告書）」
（控除対象の配偶者・扶養親族等のマイナンバーも必要）

※ 取引先に自分のマイナンバーを知らせなければならない場合があります。

※ 従業員がいる場合は、従業員（控除対象の家族分も含む）のマイナンバーを教えてください。



券面イメージ

②個人番号カードについて

- ・「個人番号カード」は、プラスチック製のICチップ付きカードです。イータックスにも使用できます。電子証明書の有効期限は5年です。
- ・平成27年10月以降に市区町村から紙製の「通知カード」が送られますが、「通知カード」と「個人番号カード」は異なります。「個人番号カード」は、申請した人にのみ交付されます。

③平成28年分（平成29年2～3月）の確定申告について

- ・確定申告書等を書面で提出する場合、「個人番号カード」のコピーを添付しなければなりません。（個人番号カードを持っていない人は、通知カードと運転免許証等が必要）また、確定申告書等の提出時に本人確認作業があるため、提出するだけでも時間を要します。
- ・イータックスの場合は、「個人番号カード」を利用して申告をしますので、運転免許証等の添付書類は不要です。



ポイント

①イータックス利用の方で、住基カードの電子証明書の期限が切れる方は、平成27年12月22日（火）までに更新してください。23日以降は更新できません。

②確定申告は、イータックスが便利です！